

後藤紀一先生 その人と学問

片 木 晴 彦

後藤紀一先生は、昭和45年3月神戸大学大学院法学研究科修士課程を修了され、岡山商科大学助教授、香川大学法学部教授を歴任された後、平成11年10月に広島大学法学部教授に就任された。香川大学では既に法学部長を経験され、大学の重鎮として活動をされていた先生を広島にお招きしたわけである。平成16年4月の広島大学大学院法務研究科の発足とともに同研究科教授に就任され、社会科学研究科教授との兼任という激職を務められ、本年3月に御定年を迎えられる。

後藤先生の御性格を語るに、豪放磊落という言葉がこれ程に当てはまる人を私は知らない。

先生の本質をついた直言にたじたじとなった人は、少なくないはずである。しかし、表裏のない性格ゆえに後に引くことは決してない。

後藤先生は香川大学では、専ら手形小切手法の講義をご担当されていたが、広島大学では、会社法を含め、商法全体の講義をご担当いただいた。会社法制の根本改革の真っ只中でのご担当となり、商事法を専攻する学者すべてが知識の総入れ替えを迫られたが、嬉々として新たな課題に挑まれている。還暦を過ぎられた先生が、若輩の私のところにまで、「ちょっと教えてくれる？」と訪ねてこられる真摯な姿勢に、頭の下がる思いである。

後藤先生は、通算37年間にわたる教育者としての活動により、多くの人

材を世に送り出してこられたことは言うまでもないが、香川大学、広島大学を通じて、多数の留学生の教育・指導に力を発揮してこられた。懇切丁寧な指導を受けて育った教え子たちは、中国各地を中心に世界で活躍している。

後藤先生の研究面の業績は、(1) 博士論文ともなった振込法理の研究、(2) より広く金融取引および金融制度全体に対する考察、(3) 教科書の『手形小切手法要論』にまとめられている、手形小切手法に関する研究に分けることができよう。

先生は、「振込・振替の法理と支払取引」の研究で昭和61年に神戸大学より博士号を授与され、同著作は、先生の研究を代表する。振込取引は、取引そのものの法的性格が曖昧であり、誤振込等の法的処理は、不当利得法理が複雑に絡む。先生は、わが国にほとんど先行研究の無い分野について、ドイツの判例や学説を詳細に検討され、著された書は、振込取引に関するわが国唯一の基本書となっている。

コンピューター・オンラインシステムの発達により、銀行取引は電子化されていくが、先生は、電子振込取引(EFT)、あるいはキャッシュカード取引など、最先端の取引について、国連UNCITRALモデル法や、アメリカ統一商法典(UCC)をも視野に含めつつ、最も先行する研究業績を積み上げていられる。その視座は常に一般消費者の保護の重視にある。昭和60年の金融法学会の創設に参加され、同学会の理事として、金融法学をリードしてこられた。

後藤先生の金融法分野における業績として、「ドイツ金融法辞典」(平成4年)も欠かせない。同書は、ドイツ人の協力を得つつも、実質お一人でまとめられた、ドイツ金融法についての唯一の体系的資料であり、全国銀行協会学術振興財団の第1回学術出版助成を得て刊行されたものである。

先生の長年にわたる手形小切手法の講義の成果は、体系書「手形小切手法要論」にまとめられている。本書は、手形行為について交付契約説に立ち、

通俗的な教科書の水準をはるかに凌駕し、わが国の手形に関する学説を丹念にまとめたものとなっている。

いずれの研究著作も、冒頭に述べた豪放さと対照的な、研究面における先生の緻密さをよく表している。

後藤先生は、平成17年8月に広島弁護士会に登録され、実務に貢献を始めた。広島大学法研究科からは、後藤先生と筆者、そして労働法を専門とする三井正信教授が弁護士登録を行ったが、「法務研究科に籍を置くからには、実務経験が欠かせない」と、不精者の筆者の尻をたたき、登録手続へと引っ張っていただいた。消費者問題委員を務められ、消費者金融や銀行取引をめぐる紛争に積極的に関与しておられる。

後藤先生は多趣味で知られる。釣りのご趣味は有名であるが、隠し芸の「手品」も、実は玄人はだしである。広島大学を退かれた後も、なお大阪で教鞭を執られるご予定であるが、引き続き広島においても、ご教示をいただきたいと願っている。

最後に、先生の益々のご活躍と、先生、そして長年先生を支えてこられた奥様のご健勝とご多幸を心よりお祈りして、筆を置くことにしたい。